

公益財団法人徳島県生活衛生営業指導センター  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）定款第18条第3項及び第35条第3項に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第14条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第29条に規定する理事・監事をいい、役員等という。
- (3) 報酬等とは、指導センターが行う事業に関し業務遂行の対価として支払うものをいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、その職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

2 役員等には、その職務執行の対価として報酬を支払うことができる。ただし、理事には、評議員会及び理事会等への出席報酬を支払わない。

3 報酬は、その職務に応じて、別表の報酬基準表（以下「基準表」という。）に基づくものとする。

(費用)

第4条 評議員及び役員等には、その職務遂行に伴い発生する費用を支払うことができる。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用のうち交通費、旅費（宿泊費を含む。）は、公益財団法人徳島県生活衛生営業指導センター旅費規程を準用する。ただし、理事には、評議員会及び理事会等への出席旅費を支払わない。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用として支給する金額は、その職務を遂行した日に現金で支給する。ただし、本人が希望した場合は、職務を遂行した日の翌日から2週間以内に、指定した金融機関の口座に振り込むことができる。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人徳島県生活衛生営業指導センターの設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

別表 報酬基準表

区 分		日 額 報 酬
役 員 等	理事	8,000 円
	監事	8,000 円
評 議 員		8,000 円

\* 源泉徴収税額(日額表乙欄適用)を差引き支給する。